

令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定事業委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、農業において、担い手の減少や高齢化に伴い、水利用施設の維持管理等を遠隔・自動での制御を行う「次世代型農業水利システム」の構築を目指しています。しかし、施設の所在箇所によっては、情報通信基盤の脆弱なエリアも存在します。次世代型農業水利システムの構築を前提とした情報通信基盤整備をより効果の大きい事業とするために、市全体の現状やニーズの把握、更には今後の宇佐市における農業のあり方を考慮した情報通信基盤の整備を行う必要があります。

また、ICTを活用した市民サービスの創出を目的とした庁内外、農業現場で発生している課題解決に向けた総合的な情報通信基盤整備計画に資するアウトプットを策定するため、DX推進並びに通信基盤利用を検討する計画立案を期待するものです。

このため、本実施要領に基づいて公募型プロポーザル方式を実施し、最も適切な企画力、経験等を持つ受託候補者の選考を行います。

2 事業者選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者：宇佐市

イ 事務局：宇佐市経済部 農政課 国営事業営農対策係

住 所：〒879-0471 大分県宇佐市大字上田 1030-1

電 話：0978-27-8241

F a x：0978-27-8231

ホームページ：

<https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/nosei/kokuei/19441.html>

電子メールアドレス：kokuei05@city.usa.lg.jp

(2) 選定審査委員会

本事業の選定は、委員（以下、「選定委員」という。）により構成される令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画事業者選定審査委員会（以下、「選定審査委員会」という。）が行う。

(3) 選定方式

本事業の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

本要領に記載する「提案書」等を求め、提案書等を基に、プレゼンテーションとヒアリングを行い、提案内容を総合的に審査し、最優秀者及び次点者を選定する。

審査内容	選定数
①令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定事業委託仕様書（以下、「仕様書」という。）で定める業務についての実施方針及び提案書【任意様式】 ②会社概要等整理表【様式2】 ③実施体制【様式3】 ④委託事業の業務実施スケジュール【様式4】 ⑤提案価格書【様式7-1】 ⑥提案価格書内訳【様式7-2】	総応募者 ↓ 最優秀者 次点者

(4) 主なスケジュール

スケジュール内容	時期・期限等	備考
募集の公告	令和5年8月21日（月）	
様式の交付期間	令和5年8月21日（月） ～令和5年8月25日（金）17時まで	
質問書の提出期限	令和5年8月23日（水）17時まで	（事務局必着）
質問への回答期限	令和5年8月24日（木）17時まで	
参加申請書等の提出期限	令和5年8月25日（金）17時まで	（事務局必着）
資格審査 （参加要件結果通知）	令和5年9月12日（火）	市→応募者
資格要件が満たなかった通知を受けた者が説明を求めることができる期間	通知の翌日から起算して3日以内 （説明を求められた日から起算して3日以内に回答を行う。）	応募者→市
提案書等の提出期限	令和5年9月27日（水）17時まで	（事務局必着）
審査会	令和5年9月29日（予定）	
選定結果の通知	審査会の翌日から起算して5日以内	
契約締結交渉	選定結果の通知後	

3 応募資格

応募資格を有する者（共同事業体の場合は全ての構成員）は、参加申請書の提出期限において、次に掲げる（１）～（７）の要件全てに該当する者としてします。

ただし、共同事業体の場合は、少なくとも１構成員が（７）に該当すること。

- （１）単体又は２者以上の共同事業体により参加する者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （３）公告日から受託候補者の決定の日までの間に、本市において指名停止を受けていないこと。
- （４）受託候補者の決定の日以前６か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- （５）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律２２５号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないと。
- （６）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

キ 上記アからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

ク 宇佐市暴力団排除条例（平成２３年７月１日条例第１３号）第２条第１項及び第２項に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないものであること。

ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (7) 本事業の遂行に必要な資格（役務の提供、物品等の調達及びその他の売払い等）を有していること。

4 審査に係る手続等

(1) 本実施要領及び参加申請書等の様式の交付期間等

ア 様式の交付期間

事業者選定の概要（4）主なスケジュールのとおり

イ 交付方法

当市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 質疑応答

質問書【様式9】は、電子メールでのみ受け付け、電話等による質問は受け付けません。質問に対する回答は、当市ホームページに掲載します。

電子メール：kokuei05@city.usa.lg.jp ※提出した旨を、電話にて連絡すること。

ア 質問書の提出期限

事業者選定の概要（4）主なスケジュールのとおり

イ 質問への回答期限

事業者選定の概要（4）主なスケジュールのとおり

ウ その他

質問の回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

(3) 参加申請書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、以下のとおり書類を提出すること。

提出期限：事業者選定の概要（4）主なスケジュールのとおり

提出方法：電子メール（添付ファイルの形式はExcel 又はPDF）

※押印が必要な書類については、PDF ファイルを提出すること。

※電話による受信確認を行うこと。

ア 参加申請書等の提出書類

- ・参加申請書【様式1】
- ・共同事業体構成書（該当する場合のみ提出）【様式1-2】
- ・共同事業体協定書（該当する場合のみ提出）【様式1-3】
- ・会社概要等整理表【様式2】
- ・暴力団排除に関する誓約書【様式1-6】

※ 提出部数 各1部

イ 参加申請書等の提出先

大分県宇佐市経済部農政課国営事業営農対策係

電子メール：kokuei05@city.usa.lg.jp

ウ 受付番号の通知

参加申請書等を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知するので、提案書等には受付番号を明記してください。

(4) 資格審査

参加申請書等の提出が行われた場合、「3 応募資格」に関する資格審査を行います。資格審査の結果は、事務局から電子メールで通知します。

審査期間は事業者選定の概要（4）主なスケジュールのとおりとする。

資格要件が満たなかった通知を受けた者は、通知の翌日から起算して3日以内に書面により、市に対して説明を求めることができる。説明を求められた場合においては、説明を求められた日から起算して3日以内に書面により回答する。

(5) 提案書等

以下の書類について、電子メールにより提出すること。電子メールに添付するファイルはExcel、パワーポイント又はPDFとします。

提出期限は、事業者選定の概要（4）主なスケジュールのとおり

ア 提案書等の提出書類

- ・提案書（表紙）【様式7】
- ・提案書【任意様式】
 - ※プレゼンテーション資料の枚数は30枚以内とすること
- ・実施体制【様式3】
- ・委託事業の業務実施スケジュール【様式4】
- ・同種業務又は類似業務を受注した際に作成したマニュアル
- ・提案価格書【様式7-1】
- ・提案価格書内訳【様式7-2】

イ 提案書等の提出先

大分県宇佐市役所総合政策課情報政策係

電子メール：kokuei05@city.usa.lg.jp

(6) 評価基準

- ・評価基準は、業務の目的・内容により必要となる技術的要件や経費等について 評価項目を 設定し、各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。
- ・前号に定める評価項目には、提案者が必ず満たさなければならない項目及び条件（以下、「必須項目」という。）を設定し、当該項目を満たさない場合は失格とする旨定めることができる。
- ・評価基準には、 提案内容の水準を確保するため評価基準に基づく総合評価点（満点）の60%以上の点を最低基準点として設定し、総合評価点が最低基準点を下回る場合は、失格とする旨定めることができる。

(7) 審査会（プレゼンテーションとヒアリング）

- ア 応募者による「提案書等」の説明（プロジェクターを使用し、30分以内のプレゼンテーションと選定委員による10分程度のヒアリングを行います。
- イ プレゼンテーションの参加者は5名までとします。
なお、プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者を予定している者が行うこととします。
- ウ 開催日、実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知します。
- エ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とします。

(8) 選定結果の発表

- 選定結果については、当市ホームページで最優秀者、次点者を公表するとともに、応募者全員に結果を書面で通知します。
- なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

5 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

令和5年度宇佐市情報通信環境整備計画策定事業委託

(2) 業務の内容

- ア 本業務は、情報通信環境の方針整備対象地域や通信要件を整理し令和6年度の「宇佐市情報通信環境整備計画」策定に向けた計画（案）の作成業務委託を行うものです。
- イ 令和6年度において、令和5年度に得られた結果を基に試行調査を実施し、当地区に適した通信方式、通信施設の配置計画、効率的な通信ネットワーク、オープ

ンデータを意識したデータベースの構築、受益者提供用プラットフォーム等について検討を行い、「宇佐市情報通信環境整備計画」を策定するものです。

ウ 契約に際しては、業務の詳細について双方で確認を行います。

(3) 業務委託料の限度額（消費税及び地方消費税を含む）

計画策定事務委託料は、金 14,000,000 円以内とします。

(4) 業務委託の契約等

ア 審査会で選定された最優秀者を業務委託の受託候補者とし、契約締結交渉を行います。

イ 提案書等の提出者は1者でも成立するものとします。この場合、審査の上適当と認める場合に限り受託候補者とする。

ウ 最優秀者が本事業者選定以後に「6 その他（1）」の失格事項に該当すると認められた場合、当市と最優秀者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により最優秀者が辞退した場合は、次点者を受託候補者として契約交渉を行います。

エ 本事業者選定以後、業務実施体制が著しく変わった場合、又は「6 その他（1）」の失格事項に該当すると認められた場合は、受託候補者としての地位を取り消す場合があります。また、本契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。

オ 本事業者選定以後、受託候補者が、「実施体制（様式3）」に記載する「再委託等」の事業者と再委託契約を締結する場合は、あらかじめ当市から再委託承認を得る必要があります。この場合、受託候補者は、再委託先事業者と守秘義務に関する覚書等を締結すること。なお、可能な範囲で当市に報告することが望ましい。

カ 本業務のプロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダー等の主たる担当者は、本業務における進捗管理を行うとともに、再委託先事業者や共同企業体の場合の構成事業者との連絡調整の窓口となるものとします。また、本業務完了までの間、当市が認める場合を除き、交代することは認めません。

キ 本業務に係る契約については、受託候補者との、随意契約（地方自治法施行令第167条の2に規定する随意契約をいう。）等をするものとします。

ク 提案書に記載され、選定で評価した項目については、契約時の「仕様書」に反映することがあります。

ケ 提案のあった内容が履行できない場合、また契約履行期限内に完成できなかった場合は、契約解除等の処分を行います。

6 その他

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 参加申請書等及び提案書等に虚偽の記入をした者
- イ 見積価額が、上記5（3）の業務委託料の限度額を上回る者
- ウ 参加申請書の提出期限日現在において応募資格がなく提案書等を提出した者又は参加申請書の提出期限日から委託契約の前日までの間に、「3 応募資格」を有しなくなった者
- エ 参加申請書等及び提案書等の作成留意事項、提出方法及び提出期限に適合しない者
- オ 提案書等を複数案提出した者
- カ 選定委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者
- キ 提案書等に盗用した疑いがあると選定審査委員会が認めた者
- ク 審査の公平性を害する行為があった場合
- ケ プレゼンテーションに欠席した場合
- コ その他、選定審査委員会が不適格と認めた者

(2) 提案書等の取扱い

- ア 提出後の提案書等の追加、修正、差し替え等は認めません。
- イ 提案書等は返却しません。また、必要に応じて補足資料等を求める場合があります。
- ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しません。
- エ 提案書等の選定を行う際、審査に必要な範囲において参加者に通知することなく複製を作成することがあります。

(3) 参加の辞退

「参加申請書」を受理した後、審査会までに提案競技への参加を辞退する場合は、期限までに辞退届（様式8）を上記2（1）の事務局に提出してください。なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

(4) 費用負担

提案書等の作成及び提出に係る費用等のプロポーザル参加に係る費用は、応募者の負担とします。

(5) 個人情報・著作権等の取扱い

提出書類等に記載された個人情報は、本業務の事業者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しないこと

ア 提出された提案書等は、当市の許可なく公表及び使用してはいけない。

イ すべての納品物に係る著作権は当市に帰属する。

ウ 業務上知り得た情報を他に漏らしてはいけない。

エ 受託候補者とされた後に、提案内容を適切に反映した事業実施のために、業務の具体的な手順について提案を求めることがある。

(6) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。文字サイズは11ポイント以上とします。

(7) その他不明な点については、宇佐市経済部農政課国営事業営農対策係に照会すること。